

議案第 66 号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 66 号 大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の
一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の 2 ページをお願いします。

改正趣旨についてであります。令和 8 年 3 月 2 日付けの告示
(令和 8 年内閣府・文部科学省告示第 1 号) により、就学前の子ど
もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条
第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が
定める施設の設備及び運営に関する基準が改正され、令和 8 年 4 月
1 日から適用されることを受け、大津市認定こども園の認定の要件
を定める条例についても同様の改正を行うものでございます。

資料の 3 ページをお願いします。

改正内容についてであります。認定こども園の満 3 歳以上の学
級編成基準のうち、1 学級の子どもの数を、原則 35 人以下として
いたところを、原則 30 人以下に引き下げることにしたものであり

ます。併せて、教育・保育従事職員の規定について、これまで主幹養護教諭又は養護教諭としていたところに、主務養護教諭を新たに規定することとしたものであります。なお、施行期日は、令和8年4月1日からの施行を予定しておりますが、施行日において、現に存する認定こども園の1学級の子どもの数については、令和14年3月31日までは、従前のおり、原則35人以下とすることができるものとしております。

改正箇所については、4ページに記載のとおりです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。